

旅行業務取扱料金表

(この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。)

当社では、お客様との旅行の契約または、渡航手続のあっ旋、ご旅行の相談に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。
なお、この旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものでございます。

国内旅行

区分	料金	
〔1〕 取扱料金	ア. 宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の20%以内 宿泊機関等 1件1手配につき1,100円、運送機関等1件1手配につき1,100円、観光券等1件1手配につき1,100円、航空券予約・発券1名様1区間につき1,100円の合算額を下限とします。
	イ. 宿泊機関等を単一手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき費用の20%以内 (下限550円)
	ウ. 運送機関等を単一手配する場合	運送機関等1件1手配につき費用の20%以内 (下限1,100円) 費用が 5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。
	エ. 観光券等を単一手配する場合	観光券等を単一手配する場合観光券等1件1手配につき費用の20%以内 (下限1,100円) 費用が 5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。
	オ. 航空券を単一手配する場合	1名様1区間につき航空運賃の20%以内 (下限1,100円)、航空運賃が5,500円未満の場合は、取扱料金は1,100円を申し受けます。
〔2〕 変更手続料金	—	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内。宿泊機関等1件1手配につき1,100円以上、運送機関等1件1手配につき1,100円、観光券等1件1手配につき1,100円、航空券1人1区間につき1,100円の合算額を下限とします。
〔3〕 取消手続料金	—	
〔4〕 相談料金	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 30分：2,200円 (以降30分毎に2,200円)
	(2)旅行日程表の作成	日程表1件につき2,200円
	(3)旅行代金見積書の作成	見積書1件につき2,200円
	(4)旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料 (A4版) 1枚につき1,100円
	(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(4)までの5,500円増し
〔5〕 空港等での あっ旋サービス料金	—	あっ旋員1名につき11,000円(交通費は別途実費になります)
〔6〕 添乗サービス 料金	添乗サービス	添乗員1名1日につき33,000円(交通費・宿泊費は別途実費になります)
〔7〕 通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等	1件につき1,100円(通信費は別途実費になります)

(注) :

- 上記の各料金には消費税が含まれています。
- 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
- 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻し致しません。
- 上記〔1〕：旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金をいただきます。
- 上記〔1〕：同一施設に連泊の場合は1件1手配とします。
- 上記〔1〕：「運送機関等を手配する」とは、鉄道・バス・フェリー・観光タクシー等の手配をいいます。
- 上記〔1〕：同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1件1手配として扱います。
- 上記〔1〕：「観光券等を手配する」とは入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。同一施設の手配は、人数に関わらず1件1手配とします。
- 上記〔2〕〔3〕：手配後の変更、取消をいいます。変更の場合は、変更の都度、料金をいただきます。
- 上記〔2〕〔3〕：上記〔1〕取扱料金は、別途いただきます。
- 上記〔2〕〔3〕：宿泊・運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金等をすでに支払いまたは、これから支払う費用は別途いただきます。
- 上記〔5〕：深夜・早朝、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は、25%増しになります。

海外旅行

内容		取扱料金	変更 手数料料金	取消 手数料料金	特記事項
運送機関・宿泊機関等の複合手配の場合		ご旅行費用総額の20%以内	ご旅行費用総額の20%以内	ご旅行費用総額の20%以内	下限は各取扱料金の合算額とします
ホテル	1手配	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：2,200円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：2,200円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：2,200円)	—
レンタカー	1手配	2,200円	2,200円	2,200円	—
鉄道	1名様 1件 につき	2,200円	2,200円	2,200円	(a)予約変更、乗車券・クーポン・パス類の切替・再発行は変更手数料がかかります (b)運賃により払戻できない場合があります (c)座席・寝台予約は1区間1件となります
バス	1手配	5,500円	5,500円	5,500円	—
現地発着ツアー・送迎・ガイド	1手配	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：5,500円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：5,500円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：5,500円)	—
船舶・レストラン・現地入場券・その他のサービス	1手配	5,500円	5,500円	5,500円	入場券の変更・払戻ができない場合があります
日本発国際航空券	1名様 1件 につき	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：6,600円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：6,600円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：6,600円)	(a)未使用航空券の清算手続は1名様1件につき6,600円がかかります
海外発航空券	1名様 1件 につき	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：6,600円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：6,600円)	ご旅行費用総額の20%以内 (下限：6,600円)	(b)EMD(注)発行の場合、取扱料金お1名様1サービスにつき6,600円がかかります
周回航空券 (世界一周航空券等)	1名様 1件 につき	11,000円	11,000円	11,000円	(注) EMDとは航空運賃本体に付随して設定される追加サービス購入のための電子的なクーポンです。 (c)発券のみの場合にも取扱料金はかかります

取扱料金及び変更・取消手数料料金

内容		料金	特記事項	
渡航 手続 代行 料金	渡航手続に関するご案内、旅券・査証の有効性の確認、EDカード・税関申告書等の入手作成	1名様1件につき3,300円	—	
	旅券	(1)旅券申請書類の作成代行（新規・訂正・増補・再発給）	1名様1件につき3,850円	別途旅券印紙代がかかります
		(2)(1)と旅券の代理申請	1名様1件につき5,500円	
	査証	(1)査証の申請書作成または申請書作成と申請代行	1名様1件につき11,000円	別途査証料・審査料がかかります
		(2)アメリカESTAの登録と確認証の発行、登録内容の確認	1名様1件につき6,600円	
		(3)オーストラリアETASの登録と確認証の発行、登録内容の確認と修正、再発行	1名様1件につき6,600円	
		(4)査証免除となる場合の関係書類の作成または書類作成と手続代行	1名様1件につき3,300円	必要な場合は、別途実費がかかります
		(5) 査証要否の確認書面の作成	1名様1件につき3,300円	査証要否を確認するために特別な調査を要する場合に申し受けます
		(6)上記以外の書類作成代行、代理申請・受領、電子渡航許可申請その他の手続	1名様1件につき6,600円	必要な場合は、別途実費がかかります
		(7)上記手続の緊急手続	1名様1件につき11,000円追加	—
その他	旅行契約を伴わない上記手続・作業	1名様1国につき11,000円増し	当社が当該渡航手続代行契約の締結を承諾したときに限ります	
相談 料金	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金30分5,500円 以降30分毎に3,300円	—	
	(2)旅行日程表の作成	1名様1件につき3,300円		
	(3)旅行代金見積書の作成	1名様1件につき3,300円		
	(4)旅行地および運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき1,100円		
	(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(4)までの5,500円増し		

内容		料金	特記事項	
その 他の サ ー ビ ス 料 金	日本国内での空港等でのあつ旋サービス料金	空港等でのお見送り、あつ旋サービス	あつ旋員1名につき11,000円	(a)深夜・早朝、または日曜、祝祭日。年末年始等に行う場合は25%増しになります (b)交通費は別途実費になります
	添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員1名1日につき66,000円	添乗員の交通費・宿泊費その他添乗するために必要な経費は別途実費になります。
	通信連絡料金	お客様のご依頼により現地への連絡通信を行う場合	1件につき3,300円	電話料、その他の通信費は別途実費になります

(注) :

1. 上記の各料金については、消費税が含まれています。
2. 上記料金は旅行を中止される場合でも払戻いたしません。取扱・変更手続料金は当該手配を取消される場合でも払戻いたしません。
3. 上記料金には電話料、通信費、送料等実費は含まれません。別途通信実費がかかります。
4. 航空会社・ホテル等旅行サービス提供機関、ツアーオペレーター、代売会社等に対して支払う取消料が別途かかります。
5. 「旅行費用」とは、運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
6. 「1手配」とは、同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1手配」と数えます。手配日・利用日・利用期間・利用区間・提供機関等が異なる場合はそれぞれ「1手配」と数えます。
7. 変更・取消手続料金は、手配後の変更・取消をいいます。

(2019年10月現在)